

# 一般社団法人日本ローラースポーツ連盟 登録競技者規程

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ローラースポーツ連盟（以下「本連盟」という）定款、第 1 4 章 第 6 2 条により、登録競技者規程を定める。

## 第 2 章 競技者登録

第 2 条 この規程は、本連盟に登録しようとする者で、加盟団体の統轄地区に居住又は勤務或いは学籍を有する者でなければならない。

## 第 3 章 登録手続

第 3 条 登録は毎年更新するものとし、4月1日までに必要事項を記入して申し込まなければならない。但し、事情によってはこの期間以外でも受け付けることができる。この場合、登録期間の変更はない。

第 4 条 登録様式は別に定める登録用紙に自ら氏名、生年月日、性別、住所、勤務先及び役職名、又は学籍等を記入し提出しなければならない。

第 5 条 登録はスピード、アーティスティック、リンクホッケー、インラインホッケー、アグレッシブインライン、ローラーアルペン・ダウンヒル、ローラーダービー、スケートボード、フリースタイルの各部門別に手続きしなければならない。

## 第 4 章 登録料

第 6 条 競技者登録料は 1 人につき 5,000 円とする。

(1) 一時登録 加盟団体のない地区からの公式競技会に出場を希望する者は、登録用紙提出と共に、1 回 1 人につき 3,000 円を本連盟に納入しなければならない。

(2) 既納の登録料は、いかなる事由があっても返還はしない。

## 第 5 章 登録変更及び移籍

第 7 条 加盟団体を変更した場合と、競技者が住所又は勤務先を変更した場合は、本連盟に直ちにその旨文書をもって申し出なければならない。

- 第8条 加盟団体に於いて所属クラブを変更した場合、その競技者は当該クラブに対し文書をもって申し出なければならない。それにより、そのクラブの承認を得たる場合、移籍は認められる。但し、登録は新規登録と同じとする。
- 第9条 登録競技者の年度内の移籍は当該クラブの承認を経て1回だけ移籍することができる。
- 第10条 登録競技者は一般社団法人日本ローラースポーツ連盟倫理規程に抵触した時はその登録資格を失う。

## 第 6 章 本規程の変更

- 第11条 本規程は、理事会に諮り、社員総会の議決により変更することができる。

### 付 則

1. この規程は昭和28年9月10日より施行する。
1. この規程は昭和39年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和39年11月7日之を改正実施する。
1. この規程は昭和49年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和50年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和52年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和56年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は昭和63年6月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成4年4月5日之を改正実施する。
1. この規程は平成8年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成13年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成15年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成18年4月1日之を改正実施する。
1. この規程は平成23年5月14日之を改正実施する。
1. この規程は平成24年5月12日之を改正実施する。
1. この規程は平成27年5月14日之を改正実施する。
1. この規程は平成30年5月12日之を改正実施する。